

荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務 企画提案競技説明書

独立行政法人都市再生機構九州支社の荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務の入札公告に基づく企画提案競技については、この説明書によるものとする。

1 掲示日

令和7年11月14日（金）

2 発注者

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長 水野 克彦

3 業務の概要

（1）業務名称

荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務

（2）業務内容

- ・広報ツール企画制作業務
- ・プロモート業務

業務内容の詳細は別途交付する仕様書のとおり。

（3）実施期間

覚書交換の翌日から令和9年3月31日（水）まで

（4）掲示文兼入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年11月14日（金）から令和8年1月13日（火）までに当機構ホームページからダウンロードすること。

ただし、仕様書については、交付の方法により行う。

イ 期間：令和7年11月14日（金）から令和7年11月27日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から17時まで（ただし、12時から13時の間は除く。）

ロ 場所：6（2）に同じ。

ハ 方法：希望日時の1営業日前までに、あらかじめ6（2）記載の連絡先に連絡のうえ、記名押印した別紙1「秘密保持に関する確約書」を指定された日時に持参すること。

4 競争参加資格

（A）に掲げる資格を満たす単体企業、又は（B）に掲げる資格を満たす業務共同体であること。

（A）単体企業

企画提案書の提出者は、次に掲げる要件をすべて満たしている単体企業であること。

- （1）独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。

- (2) 当機構九州地区において、令和7・8年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査の業種区分「役務提供」の認定を受けていること。

なお、当該競争参加資格の認定を受けていない者も、4(1)及び(3)から(8)までに掲げる事項を満たしているときは、12に定める特定結果の通知のときにおいて認定を受けていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

ついては、当該競争参加資格の認定を受けていない者は、令和7年11月26日(水)までに以下のとおり一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品購入等)及び添付書類を提出して、物品購入等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請すること(詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格(申請・変更)→物品購入等の「随時受付」事項を参照)。

競争参加資格(申請・変更) | UR都市機構 (<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>)

- (3) 当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止の通知を受けている期間中でないこと。
- (4) 不法な行為を行い、若しくは行うおそれがある団体、法人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人で当該業務の受託者として適当でないと当機構が認める者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)、若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を受けていない者又は会社法(平成17年法律第85号)による特別清算を行っていない者であること。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
(定義については当機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」
<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf>を参照)
- (7) 令和2年度以降に受注し完了した下記のイおよびロの業務において、各1件以上の実績を有する者であること。(再委託又は共同企業体の構成員としての業務を含むが、その場合は申請者が当該部分の業務を主に担当したことを証する書類(実施体制報告等)を提出すること。)
- イ 動画制作業務
- ロ TV、雑誌、インターネット、イベント等を活用したプロモート業務
- (8) 次に掲げる条件を満たす業務責任者を本業務に配置すること。
- ① 令和2年度以降に受注し完了した上記(7)イおよびロの業務に従事した実績を各1件以上有している者であること。
- ② 参加表明書及び企画提案書の提出期限日時点において、本業務の参加表明者との間で雇用関係があること。

(B) 業務共同体

- (1) 上記(A)に掲げる条件(代表者以外の者は(7)および(8)の条件を除く。)を満たす者により構成される業務共同体であって、別紙2「競争参加者の資格に関する掲示(共同企業体向け)」に示すところにより、当機構から本業務に係る業務共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。
- (2) 業務共同体における分担業務は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

- (3) 構成員はその分担業務毎に、担当者を配置すること。また、代表者たる構成員は業務責任者を配置すること。

5 企画提案書の提出者を選定するための基準

応募要件に定める事項に欠格事由として該当するものがないかを審査することにより、業務を適切かつ継続的に行なう基礎的能力の有無について絶対評価をするものとする。

6 参加表明書の提出等

本企画提案競技の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。なお、提出期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、企画提案の提出者を選定されない。また、選定されなかった場合には、本企画提案競技に参加することはできない。

(1) 提出期間

令和7年11月14日（金）から令和7年11月27日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から17時（ただし、12時から13時の間は除く）。

(2) 提出場所

〒810-8610 福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号
独立行政法人都市再生機構九州支社
都市再生業務部業務推進課 電話092-722-1168

(3) 提出書類

- イ 参加表明書（様式1-1～様式1-5）
- ロ 会社概要（パンフレット類、営業報告書等）
- ハ 返送用封筒

選定結果通知書（下記7（2）に記載の書面）を郵送するための封筒。長3サイズの封筒の表に返送先住所、企業名、担当部署、担当者名を記入し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付すること。

※ 上記の書類については返却しない。

※ 提出書類等の作成に係る一切の費用については、提出者の負担とする。

(4) 提出方法

持参又は一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着）することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない。

(5) 提出部数1部

7 企画提案書の提出者の選定

- (1) 参加表明書（添付書類を含む。以下同じ）の提出者について、参加資格審査を行った上、企画提案書の提出者を選定する。

- (2) 参加表明書を提出した者全員に対し、令和7年12月9日（火）頃発送予定で、郵送にて選定結果を通知する。

上記において非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面（様式任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）することにより、非選定理由について説明を求めることができる。

イ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。

① 受付場所：6（2）の提出場所と同じ。

② 受付時間：10時から17時まで（ただし、12時から13時までを除く）。

ロ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 企画提案書に係る質問

（1）企画提案書に係る質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

イ 提出期間

令和7年12月9日（火）から令和7年12月16日（火）まで。

ロ 提出場所

6（2）に同じ。

ハ 提出方法

書面は書留郵便による郵送（上記提出期間内に必着）により提出するものとし、持参又は電送によるものは受け付けない。

（2）（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

イ 閲覧期間

令和7年12月17日（水）から令和7年12月23日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、10時から17時（ただし、12時から13時の間は除く）。

ロ 閲覧場所

6（2）に同じ。

9 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

（1）提出期限

令和7年12月10日（水）から令和8年1月13日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から17時。

（2）提出場所

6（2）に同じ。

（3）提出方法

持参又は一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着）することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない。（企画提案書等を封入した封筒の表に「『荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務』に係る企画提案書一式在中」と朱書きすること。）。

（4）提出物

イ 企画提案書（様式2及び企画提案説明資料）

企画提案説明資料にて以下（イ）及び（ロ）を提案すること。様式は自由とする。なお、枚数に関する制限は設けないが、プレゼンテーション時間（15分）をふまえた分量とすること。提案にあたっては、仕様書および仕様書別添資料の内容を十分に確認すること。

（イ）仕様書（1）①イおよびロの広報ツールについて、絵コンテ等を用いて各動画全体のシナリオを提案すること。

(ロ) 仕様書(2)に基づくプロモートを提案すること。

ロ 実施体制(様式3)

ハ 工程計画

仕様書(1)および(2)の実施にかかる工程計画を提案すること。提案に係る様式は自由とする。

ニ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況(様式4-1又は4-2)

ホ 参考見積書

項目別明細(業務内容に即した内訳を記載)、数量、単価、その他経費、消費税(消費税及び地方消費税込10%で計算すること)、合計金額を明記すること。

ヘ 返信用封筒

特定・非特定通知書(下記12(1)に記載の書面)を郵送するための封筒。長3サイズの封筒の表に返送先住所、企業名、担当部署、担当者名を記入し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付すること。

(5) 提出部数

様式2、3、4-1又は4-2、参考見積書各1部および工程計画、企画提案説明資料各5部

(6) 企画提案の予算額

17百万円(消費税相当額を含む。)

業務の実施に伴う費用は上記予算額を上限とする。企画提案書特定者に対し上記予算での発注を確約するものではない。

10 プレゼンテーションの実施

機構所定の審査委員会において、企画提案書の説明及び機構からの質問の場として、1者につき15分以内(質問時間は含まない。)のプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーション内で使用可能なデータは企画提案書および工程計画のみとする。

なお、当該プレゼンテーションに要する費用については、申請者の負担とする。

(1) 実施日(予定)

令和8年1月15日(木)

(2) 場所及び時間

場所: 6(2)に同じ。

時間: 7(2)の通知において企画提案書の提出者として選定された者に別途通知する。

(3) 機構で用意する設備

投影用ディスプレイ(HDMI端子接続)

11 企画提案書の選考

(1) 企画提案書の内容について、機構所定の審査委員会において評価(得点による絶対評価)し、最高得点の企画提案書を採用し、契約候補者(1者)を特定する。

(2) 企画提案書の評価項目及び評価点数は以下のとおりとする。

提案された企画について、次の評価項目に基づき、評価点数の合計が最も高い企画提案を特定することとする。(満点100点)

※ 評価点数が同点の場合は当機構が定める抽選の方法により決定する。

イ 経験及び能力

評価項目	評価点数		
	A	B	C
企業の業務実績 4（7）イに掲げる業務の実績が3件以上：A 4（7）イに掲げる業務の実績が2件：B 4（7）イに掲げる業務の実績が1件：C	4	2	0
業務責任者の実績 4（7）イに掲げる業務の実績が3件以上：A 4（7）イに掲げる業務の実績が2件：B 4（7）イに掲げる業務の実績が1件：C	4	2	0

(満点 8点)

ロ 企画提案内容

	評価項目	評価点数
業務理解度	業務の目的、条件、内容を理解した上で提案がなされており、その妥当性が高い場合や業務成果の品質向上に資する提案となっている場合に優位に評価する。	0～10
実施体制	人員体制（専門性・経験等を加味した配員計画等）や業務内容に応じた配置等、業務を遂行する上で適切かつ柔軟な実施体制の提案となっている場合に優位に評価する。	0～10
工程計画	スケジュールを順守し、広報ツール企画制作・プロモート業務を行う上で適切な工程計画となっている場合、優位に評価する。	0～10
企画提案	・9（4）イ（イ）にかかる提案について 訴求ポイントが分かりやすく、的確に伝えるシナリオ作りができているか。また、動画ごとに目的に適した演出が提案され、効果的な社会的認知の向上、広範な社会的支持の獲得が期待できる場合には優位に評価する。	0～40
	・9（4）イ（ロ）にかかる提案について 荒尾駅周辺におけるまちづくりの取り組みおよび当機構が実施する都市再生事業の取り組みを踏まえた内容で、費用対効果を意識した効果的なPR手段の提案である場合には優位に評価する。	0～20
参考見積	見積額が予算額を超過する場合又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には、企画提案書を特定しない。	—

(満点 90点)

ハ ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価について

評価基準		配点
企業の能力等	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）等※1 ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	2

（満点 2点）

※1 女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）をいう。

※2 次世代法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 若者雇用促進法第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

12 企画提案書の特定

- （1）企画提案書の提出者全員に対し令和8年1月21日（水）頃発送予定で、郵送にて特定・非特定の結果を通知する。また、提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては特定されなかった旨を、当機構から書面により通知する。
- （2）上記の非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を含まない。）以内に、書面（様式任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）することにより、当機構に対して非特定理由について説明を求めることができる。
 - イ 受付場所：上記6（2）に同じ。
 - ロ 受付時間：説明を求めることができる最終日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から17時（ただし、12時から13時までの間は除く）まで。
- （3）当機構は、説明を求められた時は、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

13 契約手続き

企画提案書が特定された者は、覚書（別添1）を交換の上、個別の業務毎に契約書（別添1-2）を締結するものとする。また、「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（別添2）及び「個人情報等の保護に関する特約条項」（別添3）を、覚書と同日付で締結すること。

- （1）覚書交換および契約締結予定日
 - イ 覚書 特定結果通知後、遅滞なく覚書交換
 - ロ 契約書 覚書交換後、業務毎に契約締結
- （2）代金の支払い 原則、各業務の完了後に行う。
- （3）最終的に実施される各業務の内容は、特定した企画提案内容を参考に、当機構の経験等も踏まえ、当機構が決定する。最終決定した各業務の仕様書に対し、特定された者は見積書を提出し当機構がそれを妥当と判断した場合に契約が可能となる。

14 その他の留意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書等（以下「提出書類」という。）の提出期限に遅延した場合や、企画提案参加資格のない者が企画提案書を提出した場合は、無効とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (3) 提出書類の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類の提出後において、記載された内容の変更は認めない。ただし、採用後において、変更の理由及び変更後の内容について当機構がやむを得ないと認めた場合等についてはこの限りではない。
- (5) 提出書類の内容によっては、資料の追加提出を求める場合がある。
- (6) 提出書類は、当該提案者に無断で二次的に使用しないものとする。
- (7) 特定しなかった企画提案書については、申出があれば返却するが、参加表明申込書類については返却しない。
- (8) 特定した企画提案書の提案内容については、当機構が複製、修正、変更、削除等を行って利用し、又は第三者に開示する場合があるので、これらに際しての無償での利用等を予め了解するものとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 特定した提案内容については、開示請求者から情報開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (11) 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (12) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、契約手続を完了するまでは、当機構との契約関係が生じるものではないことを了解するものとする。
- (13) 特定された者に対し、9(6)に掲げる予算額の契約を約束するものではない。したがって、実際の発注額が予算額を下回る場合がある。また、契約までの間に当機構の事情により、当業務の契約締結が延期若しくは中止される場合があることを予め了承するものとする。
- (14) 契約締結後、当業務で制作した広報物及び成果品に係る一切の著作権及び著作権は、原則として機構に帰属するものとし、協議が必要な場合は予め申し出ること。
また、受注者は、発注者に対し、著作権法第19条第1項（氏名公表権）又は第20条第1項（同一性保持権）に規定する権利を行使してはならない。
- (15) 入札参加者は、本説明書及び契約書並びに入札心得（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照）を熟読し、競争に参加すること。

15 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき以下のとおり、当機構との関係に係る情報

を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、御理解とご協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますのでご承知願います。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、ご了承願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は、3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日 契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 水野 克彦 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者名)

印 ※1

秘密保持に関する確約書

当社は、荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務の企画提案競技（以下「本企画提案競技」という）に係る業務説明書（以下「本資料」という）として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

第1条（秘密情報）

本確約書における秘密情報とは、本資料として貴機構から開示される文書、口頭、電子媒体、電気通信回線その他開示方法の如何を問わないすべての情報をいいます。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定義される個人情報を除き、本確約書における秘密情報として扱わないものとします。
 - 一 貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報
 - 二 貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報
 - 三 当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
 - 四 貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報
- 3 当社は、本確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本企画提案競技について検討を行っている事実についても、秘密情報に準じて取扱うこととし、本確約書に記載の各条項に従います。

第2条（本資料の開示）

当社は、本資料を配布又は閲覧の方法により貴機構から開示を受けることとします。

- 2 当社は、本資料を閲覧の方法により開示を受ける場合は、貴機構と合意の日時及び場所において閲覧します。

第3条（目的外利用の禁止）

当社は、秘密情報を本企画提案競技にかかる検討に使用する（企画提案書の作成を含む。以下同じ。）目的以外に一切利用しません。

第4条（複製の禁止）

当社は、配布された本資料の複製は行いません。

- 2 当社は、閲覧に供された本資料の持ち出し及び複製は行いません。
- 3 当社は、本資料の閲覧に際し、閲覧場所へは筆記用具のみを持ち込み、コピー機等の複写又は撮影が可能な機具は持ち込みません。

第5条（秘密保持義務）

当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

- 2 当社は、本企画提案競技に携わる従業員（以下「従業員」という）に対してのみに秘密情報を開示します。この場合において、当社は従業員に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 3 当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は遺漏せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 4 前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役及び執行役員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本件検討に必要最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、その在職中か退職後か、又は顧問契約の期間中か期間後かを問わず、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 6 第3項の規定にかかわらず、当社は、裁判所又は公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受けた場合は、当該裁判所又は公的機関に対して秘密情報を開示する場合があります。この場合において、開示を命じられた場合又は照会を受けた場合には貴機構に通知を行い、情報の秘密が保持される最善の努力をした上で開示等を行います。
- 7 当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認及び調査を求められた場合には、これに協力します。

第6条（事故時の対応）

当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」という）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

- 2 本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します。

第7条（秘密情報の返還等）

当社は、次条に定める本確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報を返還又は破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄した場合には、破棄が完了したことを証する書面を貴機構に提出します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の承諾を得た上で、本確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

第8条（本確約書の有効期間）

本確約書の有効期間は、本確約書の差入日から令和9年3月31日までとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を本確約書の有効期間とします。

第9条（秘密保持の期間）

前条の規定にかかわらず、本確約書の前2条を除く規定は、本確約書の有効期間終了後も有効に存続するものとします。

第10条（損害賠償）

当社が貴機構に対して損害を及ぼした場合において、本確約書に定める各条項に違反していないと認められない限り、当社はその損害を賠償します。

第11条（管轄裁判所）

当社は、本確約書に関する紛争について、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

本件責任者（会社名・部署・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署・氏名）：_____

※2 連絡先（電話番号）1：_____

連絡先（電話番号）2：_____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

競争参加者の資格に関する掲示（共同企業体向け）

荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務に係る共同企業体としての競争参加者の資格（以下「共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり掲示する。

令和7年11月14日

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 水野 克彦

1 業務概要

- (1) 業務名 荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務
- (2) 実施期間
覚書交換の翌日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 業務実施内容
 - ・広報ツール企画制作業務
 - ・プロモート業務

2 申請の時期

令和7年11月14日（金）から令和7年11月27日（木）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から17時（ただし、12時から13時までの間は除く）まで。

3 申請の方法

(1) 申請書の交付

別添様式1「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務において共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に別添様式2「荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務共同企業体協定書」（以下「共同企業体協定書」という。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所： 〒810 - 8610

福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

独立行政法人都市再生機構九州支社

都市再生業務部業務推進課

電話092 - 722-1168

4 共同企業体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同企業体については、共同企業体としての資格がないと認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 当機構九州支社における令和7・8年度物品購入等に係る競争参加資格を有する者で、業種区分「役務提供」の認定を受けていること。
- ② 九州支社長から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務形態

- ① 構成員の業務分担が、業務の内容により、共同企業体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、共同企業体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同企業体協定書において明らかであること。

(4) 共同体の協定書

共同体の協定書が、別添様式2に示された「共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体の取扱い

4(1)①の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同企業体としての資格が認定されるためには、4(1)①の認定を受けていない構成員が4(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)①の認定を受けていない構成員が、特定結果の通知の時までに4(1)①の認定を受けていないときは、共同企業体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

共同企業体としての資格の有効期間は、共同企業体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る特定の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る覚書が交換される日までとする。

8 その他

共同企業体の名称は「荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務△△・××共同企業体」とする。

以 上

競争参加資格審査申請書

貴九州支社で行われる荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録状況

(代表者)

競争参加資格	登録年度	登録地区	業者登録番号	備考
物品購入等	令和 7・8 年度	九州	第 号	申請中の場合は、申請中と記載すること。

(構成員)

競争参加資格	登録年度	登録地区	業者登録番号	備考
物品購入等	令和 7・8 年度	九州	第 号	申請中の場合は、申請中と記載すること。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 水野 克彦 殿

共同企業体名 荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務△△・□□共同企業体

(代表者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電 話

F A X

(構成員) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務
△△・□□共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構が発注する荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務
(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務△△・□□共同企業体
(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、当業務の履行後3か月を経過するまでの間は、
解散することはできない。

2 当業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当業務に係る覚書が交換
された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 △△株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 □□株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、△△株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝
する権限並びに自己の名義をもって請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限
を有するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の当業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内
容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇業務 △△株式会社
〇〇の〇〇業務 □□株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるもの
とする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 当業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を逃れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が当業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同企業体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合に対する構成員の責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当業務につき引き渡された目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり当業務共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

△△株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

□□株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

参加表明書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 水野 克彦 殿

提出者) 住所

商号または名称

代表者氏名

印 ※ 1

作成者) 担当部署

氏名

印 ※ 1

電話番号

FAX

令和 7 年 11 月 14 日付で手続開始の公示がありました荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務の企画提案競技への参加に関心がありますので、「企画提案競技説明書」、「荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務 業務仕様書」等関係文書を確認のうえ、参加表明書及び関連資料(様式 1 - 2 ~ 様式 1 - 5)を提出します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号)第 331 条及び第 332 条各号の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

以 上

本件責任者(会社名・部署・氏名)：

担 当 者(会社名・部署・氏名)：

※ 2 連絡先(電話番号) 1：

連絡先(電話番号) 2：

※ 1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※ 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

参加表明に関する確認書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和 7 年 11 月 14 日付で手続開始の公示がありました荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務の参加表明に際して、次の事項について回答いたします。

なお、当社といたしましてはこの記載が事実と相違ないことを誓約するとともに、万一、虚偽の記載があった場合は、本申込が無効となること及び以後の競争参加資格を喪失することについて異議なく了承いたします。

【確認事項(「はい」または「いいえ」に○を付ける)】

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号)第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でない。

はい ・ いいえ

- (2) 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でない。

はい ・ いいえ

- (3) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でない。

はい ・ いいえ

- (4) 企画提案書提出時点において令和 7・8 年度独立行政法人都市再生機構九州地区物品購入等の契約に係る競争参加資格において「役務提供」の資格を有すると認定された者である。

はい ・ いいえ

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 水野 克彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

競争参加資格の確認について

令和7年11月14日付で手続開始の公示がありました「荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務」への入札について、競争参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

また、令和7・8年度独立行政法人都市再生機構九州地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、企画提案書提出時までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であることを、下記のとおり証明いたします。

記

1 証明方法

() 認定済の登録番号 ※1

() 申請中に基つき、申請時の受付印が押された「受理通知メール」の写し ※2

※いずれかに○

認定済の登録番号

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

以 上

※1 以下より、登録番号を確認のうえ、ご記入ください。

当機構ホームページ>入札・契約情報>入札等に参加される皆さまへ

<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

※2 申請中かつ開札時までに認定を受ける際は、本様式に「別紙のとおり」と記載のうえ、申請時の受付印が押された「受理通知メール」の写しを、本様式と合わせてご提出ください。

受注実績に関する証明書

企画提案競技説明書の 4 (7) の受注実績について、下記のとおり相違ございません。

なお、万一、事実と相違する記載があった場合は、本応募が無効となること及び以後の競争参加資格を喪失することについて異議なく了承いたします。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

1. 動画制作業務

	発注機関名	履行期間	業務名	業務の概要
1				
2				
3				

2. TV、雑誌、インターネット、イベント等を活用したプロモート業務

	発注機関名	履行期間	業務名	業務の概要
1				
2				
3				

※ 上記業務に係る契約書及び仕様書の写し(ただし、提出に支障のある箇所については非開示としたものでも可。)を添付すること。ただし、契約相手方の意向等により、写しの提出が困難となる場合、その原本の写しを閲覧させることで代えることができる。なお、契約書を取り交わしていない場合は契約書に代わるもので差し支えない。

業務責任者の業務実績に関する証明書

企画提案競技説明書の 4 (8) の業務実績について、下記のとおり相違ございません。

なお、万一、事実と相違する記載があった場合は、本応募が無効となること及び以後の競争参加資格を喪失することについて異議なく了承いたします。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

1. 動画制作業務

	発注機関名	履行期間	業務名	業務責任者氏名 ・ 業務の概要
1				
2				
3				

2. TV、雑誌、インターネット、イベント等を活用したプロモート業務

	発注機関名	履行期間	業務名	業務責任者氏名 ・ 業務の概要
1				
2				
3				

※1 上記業務に係る契約書及び仕様書の写し(ただし、提出に支障のある箇所については非開示としたものでも可。)及び対象人物が従事したことを証する書類(実施体制計画書、業務行程計画書等)を添付すること。ただし、契約相手方の意向等により、写しの提出が困難となる場合、その原本の写しを閲覧させることで代えることができる。

※2 様式 1 - 4 に記載した企業の業務の実績を重複して記載できる。

※3 雇用関係を証明する資料を添付すること(健康保険証等の場合、被保険者等記号・番号等にはマスキングを施すこと。)

企画提案書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 水野 克彦 殿

提出者	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印 ※1
作成者	担当部署	
	氏名	印 ※1
	電話番号	
	FAX	

令和7年11月14日付けで手続開始の掲示がありました「荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務」に係る企画提案書を提出します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び企画提案書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

以 上

（添付書類）

- ・企画提案説明資料（イ）【様式自由】
- ・企画提案説明資料（ロ）【様式自由】
- ・実施体制【様式3】
- ・工程計画【様式自由】
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況【様式4-1又は4-2】
- ・参考見積書【様式自由】

※1 返信用封筒として、表に提案者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を提案書と併せて提出すること。

※2 企画提案書提出時点において令和7・8年度独立行政法人都市再生機構九州地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において「役務提供」の資格を有すると認定を受けた者は、その登録番号を記載すること。

実施体制

実施体制図																											
【記載例】 <pre> graph TD A[A] --- B[B] A --- C[C] C --- D[D] </pre>																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業者名</th> <th style="width: 15%;">氏名</th> <th style="width: 40%;">業務上の役割</th> <th style="width: 30%;">実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>動画企画制作業務（業務責任者）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>プロモート業務（業務責任者）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>B</td> <td>撮影業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>C</td> <td>編集業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>D</td> <td>ナレーター業務</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事業者名	氏名	業務上の役割	実績		A	動画企画制作業務（業務責任者）			A	プロモート業務（業務責任者）			B	撮影業務			C	編集業務			D	ナレーター業務	
事業者名	氏名	業務上の役割	実績																								
	A	動画企画制作業務（業務責任者）																									
	A	プロモート業務（業務責任者）																									
	B	撮影業務																									
	C	編集業務																									
	D	ナレーター業務																									

※1 実施体制図には、配置予定の業務責任者および担当者の本業務に係る業務経験、業務内容に応じた配置等を加味し作成すること。文字サイズは10ポイント以上とする。

※2 業務責任者については、様式1－5と一致させること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式4－2を使用すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(令和4年4月1日以降の基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成29年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第 2 条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

※ 1 ～ 3 の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し)を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし 3 段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目 3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし 2 段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目 3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし 1 段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目 3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん認定」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」(令和 4 年 4 月 1 日以降の基準)に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」(平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準)に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 「トライくるみん認定」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」(平成 29 年 3 月 31 日までの基準)に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務の実施に関する覚書

- 1 業務名称 荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務
- 2 実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者 は、発注者が受注者を業務実施者として特定した頭書の業務について、次のとおり覚書を交換する。

この覚書交換の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所
氏名

印

受注者 住所
氏名

印

(総則)

第一条 発注者及び受注者は、頭書の業務が円滑に推進できるよう努めるものとする。

(企画提案)

第二条 受注者は、発注者の指示する条件および受注者の企画提案書等に基づいて、頭書の実施期間中、必要な都度、発注者に業務に係る企画提案を行うものとする。この場合において、受注者はその企画提案に係る見積書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により提出された企画提案及び見積書について確認を行い、その採否を決定するものとする。この場合において、発注者は、当該採否の結果を受注者に通知しなければならない。

(請負契約等の締結)

第三条 発注者及び受注者は、前条の規定により企画提案を採用することとしたときは、見積書に記載された金額に取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した額をもって、別添契約書等により、請負契約等を締結するものとする。

(その他)

第四条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

以 上

請 負 契 約 書

- 1 契約の名称
- 2 仕様 別添仕様書のとおり。
- 3 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 5 支払条件 部分払 回及び完成払

上記の業務について、発注者と受注者は、次の条項によってこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する（ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

年 月 日

発注者 住 所

氏 名

印

受注者 住 所

氏 名

印

(総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書という。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の契約金額をもって、業務を頭書の履行期間内に完了し、成果物があるときは発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする（以下、契約金額、履行期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。）。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継

させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときは同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（特許権等の使用）

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

（仕様書等の変更）

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（業務の中止）

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、その費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第7条 受注者は、仕様書に指定された履行期間に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、自己の責めに帰すべき理由により納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

（検査及び引渡し）

第9条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査の合格の日をもって、業務が完了したものとし、成果物があるときは、その所有権は、引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

（契約金額の支払い）

第10条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第11条 受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分に相応する契約金額相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書の回数を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分の確認を書面をもって発注者に求めなければならない。

3 発注者は、前項の場合において当該請求を受けた日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査を受けるため通常必要な経費は、受注者の負担とする。

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の契約金額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の契約金額相当額 $\times 9/10$

- 6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第13条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにならないと認められるとき。

四 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する

などしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第20条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第5条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 第6条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条 第17条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 成果物に契約不適合があるとき。

三 第14条又は第15条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、

変更後の契約金額をいう。次条において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第14条又は第15条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第20条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条

又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第21条 発注者の責めに帰すべき理由により第10条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第22条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第9条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 第1項において受注者が負うべき責任は、第9条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 4 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(適用法令)

第25条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるものの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第27条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(別添) 仕様書

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 8 年 月 日付けで交換した荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務の実施に関する覚書第三条に基づき締結する請負契約等（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第 1 条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（U S B メモリ、外付けハードディスクドライブ、C D - R 、 D V D - R 等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第 2 条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第 3 条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所
氏名

印

受注者住所
氏名

印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・ 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・ 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
 - ・ 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 8 年 月 日付けで交換した荒尾駅周辺まちづくりに係る広報ツール企画制作等業務の実施に関する覚書第三条に基づき締結する請負契約等（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第 1 条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）
- 二 本契約に基づく業務により知り得た個人情報
- 三 発注者の経営情報
- 四 その他、通常公表されていない情報

（個人情報等の取扱い）

第 2 条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第 3 条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式 1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第 4 条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第 5 条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第 6 条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第 7 条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第 8 条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に請負わせ(他に請負わせる者が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)てはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に請負わせる場合には、その請負わせる者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき請負させた者が更に他に請負わせる場合、その請負させた者が更に他に請負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに(以降は、直近の報告から1年後の月末までに)、書面(別紙様式2)により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査(実地検査を含む。以下同じ。)することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契

約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者住所

氏名

印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。

- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第171条及び第175条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

令和 年 月 日

株式会社*****

代表取締役 ***** 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署	氏 名	取扱う範囲等
	役 職		
取扱責任者	〇〇部△△課		
	課長		
取 扱 者	〇〇部△△課		*****地区に係る～～～
	係長		
	〇〇部△△課		*****地区に係る～～～
	主任		
	〇〇部△△課		*****地区に係る～～～

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担 当 者(会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長 水野 克彦 殿

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するP C及び通信端末やU S Bメモリ、外付けハードディスクドライブ、C D－R、D V D－R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するP C及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送		

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
付している。		
F A Xについては、原則として禁止しており、やむを得ずF A X送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	－

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。